

固定金利・変動金利選択型住宅ローン

(全国保証(株)保証)

令和6年2月9日現在

商 品 名 (愛 称)	きたしんマイホームプラン (住まいる サポート) 【フラット35後順位対応商品】
ご利用いただける方	・年齢が満20歳以上満65歳未満かつ最終ご返済時年齢が満80歳未満のお客さま。(一般団信に加入の場合) ・勤務年数は給与所得者のお客さまは2年以上、法人役員と個人事業主のお客さまは3年以上かつ通年決算3期以上。 ・安定した収入が見込まれ、前年の年収が100万円以上のお客さま。 ・フラット35を当金庫で申し込まれているお客さま。 ・全国保証(株)の保証を受けられるお客さま。 ・団体信用生命保険に加入が認められるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。
使いみち	・土地(概ね3年以内に住宅建設が予定されるもの)・住宅の購入、住宅の新築・増改築、他行住宅融資の借替え、全国保証が認める諸費用
融資限度額	・100万円以上10,000万円以下(1万円単位) - 上記、使いみちに該当する総額の範囲内であること
利用期間	・2年以上50年以内(月単位)
融資利率	・新規実行時に変動金利・固定金利のいずれかをお選びいただけます(付利単位1円)。 ・変動金利型 ①当初のご融資利率は、4月1日及び10月1日における「当金庫の新長期プライムレート-0.95%」が適用となります。 ②ご融資後の利率につきましては、4月1日及び10月1日現在の「当金庫の新長期プライムレート-0.95%」を基準として、年2回見直しを行います。 4月1日基準のご融資利率は8月ご返済分から10月1日基準のご融資利率は翌年の2月ご返済分から適用となります。 ③「変動金利」から「固定金利」への変更は、約定返済日毎に可能です。 ・固定金利型 ①3年、5年、7年、10年のいずれかの期間をお選びいただけます。 ②固定金利特約期間経過後は、ご要望に応じて「変動金利」と「固定金利」を何度でも自由にご選択いただけます。 「固定金利」から「変動金利」への変更は、固定金利特約期間終了時に限ります。
固定金利特約手数料	・「固定金利」をご選択される都度、固定金利特約手数料が必要となります。 5,500円(税込) ※お借入当初は不要です。

返済方法	- 元利均等返済または元金均等返済（１年間元金据置期間のお取扱も可能です） - ボーナス月増額返済の併用もできます。 ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資額の５０％以内とします。				
保証人・担保	- 全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。ただし、担保提供者及び収入合算者は、物上保証人または連帯保証人、連帯債務者になっていただくことになります。 - 対象物件に対し、第２順位以降抵当権設定させていただきます。 ※先順位者は住宅金融支援機構のフラット３５に関する抵当権に限ります。 また、担保として差し入れていただいた不動産に掛けられた火災保険には質権を設定させていただきます。 火災保険の期間はローンの返済期間と同一とし、保険金額は建物の新価（再調達価額）または時価としていただきます。				
手数料・保証料	- 融資実行手数料 ２，２００円（税込） - 不動産担保事務取扱手数料 ２２，０００円（税込） - 固定金利特約手数料 ５，５００円（税込） - 繰上返済手数料（利用期間１０年以上に適用） - 一部繰上返済 固定金利期間中 ２２，０００円（税込） 変動金利 ５，５００円（税込） - 全額繰上返済 固定金利期間中 ３３，０００円（税込） 変動金利 ５，５００円（税込） - 全国保証㈱へお支払いいただく手数料・保証料 事務手数料１件につき５５，０００円（税込） - 保証料は融資額について、次のとおり区分して算出します。 <table border="1"> <tr> <td>通常保証料</td><td>担保評価額の８０％以内の融資額</td></tr> <tr> <td>超過保証料</td><td>担保評価額の８０％超から１００％以内の融資額</td></tr> </table> 詳しくは取扱店窓口にお問い合わせ下さい。	通常保証料	担保評価額の８０％以内の融資額	超過保証料	担保評価額の８０％超から１００％以内の融資額
通常保証料	担保評価額の８０％以内の融資額				
超過保証料	担保評価額の８０％超から１００％以内の融資額				
団体信用生命保険	- 全国保証㈱指定の団体信用生命保険に加入していただきます。 - 保険料は当金庫が負担します。				
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（９時～１７時、電話：０１２０-７７８-２１１）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。				
そ の 他	- 審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 - 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。				